様式第２号

特定建設工事共同企業体協定書

　（目的）

第１条　当特定建設工事共同企業体は、東秩父村（以下「発注者」という。）発注に係る

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を共同連帯して施工することを目的とする。

　（名称）

第２条　当特定建設工事共同企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　特定建設工事

　共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

　（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

　（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、　　　　年　　月　　日に成立し、第１条に規定する工事の請負契約の履行後

　６月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

３　当企業体は、第１条に規定する工事を請け負うことができなかったときは、前２項の規定にかか

　わらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

　（構成員の所在地、名称等）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　所在地

　　　商号又は名称

所在地

　　　商号又は名称

所在地

　　　商号又は名称

　（代表構成員の名称）

第６条　当企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　を代表構成員とする。

　（代表構成員の権限）

第７条　当企業体の代表構成員は、第１条に規定する工事の施工に関し、当企業体を代表してその権

　限を行うことを明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金

及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとす

る。

　（構成員の出資比率等）

第８条　各構成員の出資比率は、次のとおりとする。ただし、当該工事について、発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資比率は変わらないものとする。

　商号又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ％

商号又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ％

　商号又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとす

　る。

　　（運営委員会）

　第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基

　　本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重

　　要な事項について協議の上決定し、第１条に規定する工事の完成に当たるものとする。

　　（構成員の責任）

　第１０条　各構成員は、第１条に規定する工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い、当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

　　（取引金融機関）

　第１１条　当企業体の取引金融機関は、　　　　　　　　　　　　　とし、共同企業体の名称を冠した代表構成員名義の別口預金口座によって取引するものとする。

　　（決算）

　第１２条　当企業体は、第１条に規定する工事完成の都度、当該工事等について決算するものとする。

　　（利益金の配当の比率）

　第１３条　決算の結果、利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の比率により構成員に利益金を配当するものとする。

　　（欠損金の負担の比率）

　第１４条　決算の結果、欠損金を生じた場合には、第８条に規定する出資の比率により構成員が欠損金を負担するものとする。

　　（権利義務の譲渡の制限）

　第１５条　本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

　　（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

　第１６条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が第１条に規定する工事を完成する日までは脱退することができない。

　２　構成員のうち工事途中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存

構成員が共同連帯して当該工事を完成する。

　３　第１項の規定により、構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の比率は、脱

　退構成員が脱退前に有していたところの出資の比率を、残存構成員が有している出資の比率に

より分割し、これを第８条に規定する比率に加えた比率とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金

　を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金

　額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配分は行わない。

　（構成員の除名）

第１７条　当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の

除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により、当該

構成員を除名することができるものとする。

　２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

　３　第１項の規定により、構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用

するものとする。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

　第１８条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第１６

　　条第２項から第５項までを準用するものとする。

　　（代表構成員の変更）

　第１９条　代表構成員が脱退し若しくは除名された場合又は代表構成員としての責務を果たせな

　　くなった場合においては、従前の代表構成員に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により

　　残存構成員のうち最大の施工能力及び出資比率を有する者を代表構成員とする。

　　（代表構成員の契約不適合責任）

　第２０条　当企業体が解散した後においても、第１条に規定する工事に契約不適合があったとき

　　は、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

　　（協定書に定めのない事項）

　第２１条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　　　　　　　、　　　　　　　　　　及び　　　　　　　　　　　　は、上記のとおり

　　　　　　　　　　　　　特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　　　　通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所有するものとする。

　　また、この協定書を別途１通作成し、東秩父村に提出するものとする。

　　　年　　月　　日

　　　　　所在地

代表

構成員

　　　　　商号又は名称

　　　　　代表者職氏名

構成員

　　　　　所在地

　　　　　商号又は名称

　　　　　代表者職氏名

構成員

　　　　　所在地

　　　　　商号又は名称

　　　　　代表者職氏名